

別紙 1

○素々案から素案の主な変更点とその考え方について

素々案・条文	素案・条文	変更に関する考え方
<p>(議決事件)</p> <p>第 13 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件は、市総合計画における基本構想及び基本計画とする。</p> <p>2 市が他団体と結ぶ協定等のうち、予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるものは、議決事件とする。</p>	<p>(議決事件の拡大)</p> <p>第 13 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件は、別に条例で定めるものとする。</p>	<p>◎第 1 項について</p> <p>平成 2 3 年 5 月の地方自治法の改正により総合計画の基本部分であった「基本構想」の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会議決は自治体の独自の判断に委ねられることになりました。</p> <p>素々案は、地方分権の進展により地方議会が担うべく役割や責任が重要になり、議決すべき事件の拡大を積極的に進めるべきとして、「基本構想」に加えて「基本計画」も議決事件として追加する条文にしたものです。</p> <p>しかし、基本構想及び基本計画という文言は現状の総合計画の構成を想定した文言であり、執行機関との意見交換においても「市が今後の基本構想を策定するかは未定」としており、見直しに着手したものです。今後、条文に記載されているとおり、議決すべき事件の拡大に向けて、別途の条例制定に取り組みます。</p> <p>市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための方策（基本構想及び基本計画に相当するも</p>

		<p>の)は必須ではありますが、自治基本条例は現在未制定であり、今後の方策についても執行機関として未定とする現時点では、素案策定では「別に条例で定める」との表現にしたものです。</p> <p>第13条の見出しを、本件についての議会の取り組み姿勢として、「議決事件の拡大」に変更しました。</p> <p>◎第2項について</p> <p>「特に議会が必要と認めるものは、」の記述は抽象的であり、具体的な議決事件が発生した場合には第1項の条例に追加することとし、項目を削除しました。</p>
<p>(委員会)</p> <p>第17条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その専門性と特性を活かし運営しなければならない。</p> <p>2 委員会は、地域住民に関わりが深く関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができる。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第17条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その専門性と特性を活かし運営しなければならない。</p>	<p>第2項は、議会基本条例で定めなくても委員会としての活動はできるので項目を削除しました。</p>